

鳥取県議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果

議会事務局議事・法務政策課

1 パブリックコメントの募集等

鳥取県議会基本条例（案）について、次のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成24年5月11日（金）から6月11日（月）まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び各市町村役場窓口で条例案等を配架。また、報道機関への資料提供、新聞掲載を実施
- (3) 応募件数 24件（7人）

2 意見の内容とそれに対する考え方

項目等	意見の内容	意見に対する考え方	
条例全般	すべて当たり前のことが成文化されており、議会基本条例はやめればよい。	議会基本条例は、議会や議員の役割等や議会と県民や知事等との関係等の議会に関する基本事項を規定するものです。この中には法律で明確にした規定のないものも多く、これらを条例で明文化することには意義があると考えています。	
	曖昧な理念だけの条例をわざわざ作らないといけないのか分からない。		
	反対です。外国人参政権につながるおそれがあります。		議会基本条例には、参政権に関連する規定はありません。
	根本に「国家感のない条例」の制定には反対である。		国のあり方や国と地方の関係などは、憲法、地方自治法で位置づけられているため、国家感を記す規定は設けていません。
	県外の団体や外国人勢力が議会をコントロールできるようになり、間接民主主義の崩壊を招く。		議会は、選挙によって直接県民から選ばれた議員で構成し、県民福祉の向上などのためにその使命を果たすものですので、御意見のようなことはありません。
目的 (第1条)	議会の役割等を明らかにしないと議員は何をすべきか理解できないのか。	議会基本条例は、議会や議員の役割等や議会と県民や知事等との関係等の議会に関する基本事項を規定するものです。この中には法律で明確にした規定のないものも多く、これらを条例で明文化することには意義があると考えています。	
基本理念 (第2条)	「真の地方自治」は何か明確になっているのか。	地方自治の本旨である住民自治と団体自治により地方自治が行われていることと考えています。	
議決 (第3条)	決定されるのは「県、議会の意思」ではなく、「県民の意思」であるべき。	もちろん議決するのは、間接民主制を通じた県民の意思ですが、ここでは条例の制定や予算の決定など団体である県の意思や意見書など機関である議会の意思を確定することを規定したものです。	

項目等	意見の内容	意見に対する考え方
政策立案 及び政策 提言 (第5条)	条例の改廃についての記載が抜けている。 第5条第2項を別添①のとおり修正する。(「討議を尽くし」に修正)	政策立案及び政策提言の中には、条例の改廃に関することも含まれています。 条例案の「十分に討議し」には、御意見の趣旨も含まれています。
議員相互 の討議 (第6条)	第6条を別添②のとおり修正する。(説明責任を果たすことを盛り込む)	条例案の「議員相互の討議に努める」には御意見の趣旨も含まれています。また、県民への説明責任を十分に果たすことについては、第4章や第9条第5号で規定しています。
議員の職 務 (第9条)	選んだ県民に対しての奉仕者、代表者、構成員であり、「県民全体の」というのは乱暴である。	議員は、選出された県民や選挙区の代表だけでなく、全ての県民の代表として県民全体の利益のために職務を行うものであることから、「県民全体の奉仕者・・・」と規定しています。
政治倫理 (第12条)	政治倫理も別途定めないとはいけなくらい倫理は落ちぶれているのか。	鳥取県議会においても、昨今、議員経験者の疑義のある事案が発生し、改めてその重要性を認識しており、政治倫理基準等について別途定めることとするものです。
県民参画 の機会確 保 (第14条)	第14条第1項を別添③のとおり修正する。(県民の識見を議会の討議に反映させることを盛り込む)	御意見については、公聴会や参考人招致の制度の趣旨、内容を詳しく記述しているものであり、条例案において十分に趣旨は読み取れると考えています。
請願陳情 (第14条)	第14条第2項を別添④のとおり修正する。(請願陳情を政策提案に位置づけ、提案者からの意見聴取機会の設定の義務づけを盛り込む)	請願陳情は様々なものがあるため、その内容に応じて誠実に処理するものとしています。また、請願陳情の提案者からの意見を聴く機会を設けることについては、事案ごとに判断すべきことと考えています。
議員態度 (賛否) の公表	第14条第3項として別添⑤のとおり追加する。(議員態度(賛否)の公表を追加する)	御意見の趣旨は、意思決定過程の透明化や広報活動について定めた第4章に包含されており、個々の取り組みである賛否公表については規定していません。なお、鳥取県議会では、平成23年11月定例会から賛否公表を行っています。
議会主催 の一般会 議	第14条第4項として別添⑥のとおり追加する。(議会主催の一般会議の開催を追加する)	御意見の趣旨である県民との意見交換の場を設けることについては、第14条第1項に規定しています。

項目等	意見の内容	意見に対する考え方
一問一答	第17条の2として別添⑦のとおり追加する。(一問一答を明文化すべし)	一問一答は、現在でも運用の範囲内である程度可能であるが、条例に規定するには、質問時間など全体的な制度設計の検討も必要であるため、今後の課題としてとらえています。
他の条例等との関係 (第19条)	議会基本条例が他の条例の上位に位置する最高規範性を有するとしか取れず、条例は平等であることから外れる。	条例間で整合性を図らなければならないのは当然のことであり、議会基本条例が議会に関する基本事項を定めるものであることから、その点を強調しておりますが、そのことで条例間の優越をつけるものではないと考えています。
反問権の付与	別添⑧のとおり追加する。	知事は議案の提出や予算の調製・執行などの事務を担うのに対し、議会はそれらを監視する役割を担っており、そうした役割の違いがある中で、反問権は必要があるものとは考えていません。 ※「反問権」として規定している他の自治体の例の多くは、議員に対する質問の趣旨確認について定めたものであり、鳥取県議会では現在でも趣旨確認は行われています。
議員定数、議員報酬	各項目を議員の役割及び活動へ追加する。	議員定数及び議員報酬は、既にそれぞれ単独の条例で規定されており、議会基本条例では規定しないこととしています。

別添（パブコメで寄せられた修正意見）

	条例案	パブコメで寄せられた修正意見
①	<p>（政策立案及び政策提言）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議会は、議員提案による条例を制定しようとするときは、議員相互で十分に<u>討議</u>、合意形成を図るとともに、その内容に関し知事等の意見を聴取するよう努めるものとする。</p>	<p>（政策立案及び政策提言）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議会は、(略)</p> <p style="text-align: right;">討</p> <p><u>議を尽くし</u>、(略)</p>
②	<p>（議員相互の討議）</p> <p>第6条 議員は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）において、<u>積極的に議員相互の討議に努めるものとする。</u></p>	<p>（議員相互の討議）</p> <p>第6条 議員は、(略)</p> <p style="text-align: right;">積</p> <p><u>極的に議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努めるとともに、県民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</u></p>
③	<p>（議会活動における県民参画の機会確保）</p> <p>第14条 議会は、公聴会、参考人招致等の<u>制度を積極的に活用するとともに、政策立案等に際して県民との意見交換の場を設ける等県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>（議会活動における県民参画の機会確保）</p> <p>第14条 議会は、公聴会、参考人招致等の<u>制度を十分に活用して政策立案等に際してこれら提案者の意見を聴く機会を設ける等県民の議会活動に参画する機会の確保に努め、県民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</u></p>
④	<p>2 議会は、県民から請願書又は<u>陳情書が提出されたときは、誠実に処理するものとし、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けるものとする。</u></p>	<p>2 議会は、県民から請願書又は<u>陳情を県民による政策提案と位置づけるとともにその審議においてはこれら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</u></p>
⑤	<p>（追加）</p>	<p>3 <u>議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等議員の活動に対して県民の評価が的確になされる様情報の提供に努めるものとする。</u></p>

	条例案	パブコメで寄せられた修正意見
⑥	(追加)	<u>4 議会は県政の諸課題に柔軟に対処するため県政の全般にわたって、議員及び県民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。</u>
⑦	(追加)	<u>第 17 条の 2 議会の本会議における知事と議員の質疑応答は、広く県政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</u>
⑧	(追加)	<u>議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された知事等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</u>